

基本目標 1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

施策の方向（1）子どもや母親の健康の確保



乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加などの影響により、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

子どもの成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、妊娠期からの健康教育を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、生涯を通して健康な生活を送るために、他機関と連携しながら、望ましい食習慣を形成するための情報や学習の機会を提供し、食育の推進を図ります。更に、適切な歯磨きの仕方やよくかむことなど、歯と口くうの健康づくりの情報を周知し、むし歯予防対策等を進めていくとともに、母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、小児医療の体制強化を図ります。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	乳児家庭全戸訪問事業の実施率	訪問実施率	91.1%	増加
2	乳幼児健康診査の受診率	各種乳幼児健康診査の受診率	3か月児96.0% 6か月児83.0% 9か月児78.9% 1歳6か月児93.7% 3歳児93.2%	増加

基本施策 1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。	継続	健康課
2	里帰り出産等の妊婦健診費用助成	里帰り等で、妊婦健康診査受診票が使用できない医療機関（助産所を含む。）で妊婦健康診査を受診した方に妊婦健康診査費助成金を交付します。	継続	健康課
3	パパママクラス	妊婦及び配偶者等を対象に出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
4	産前・産後支援ヘルパー事業	育児、家事等の支援を必要とする妊産婦のいる世帯に対して、家事等の援助を行うヘルパーの派遣を行います。	継続	子ども家庭支援課
5	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦の心や身体の相談及び子どもの発育や育児等について、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	健康課
6	Welcome Babyファイルキットの配布	子育て世代包括支援センターで母子手帳を交付する際、出生届のコピーを挟み込めるファイルキットを配布します。	継続	総合窓口課
7	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
8	低出生体重児の届出・未熟児訪問指導	未熟児の家庭を訪問し、発育、発達、育児に関する適切な指導・助言を行います。	継続	健康課
9	育児ギフト配布委託事業	妊娠届出をした妊婦及び転入した妊婦に対し、保健師が面接を実施して、出産・子育てに関する不安等を軽減するとともに、妊婦が出産した後の赤ちゃん訪問時に育児ギフトを贈呈します。	継続	健康課
10	産後ケア事業	出産後、家族等から家事、育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母親と赤ちゃんに対し、宿泊型、デイサービス型及び*アウトリーチ型の産後ケア事業を実施し、産婦の心身のケア並びに育児のサポートを行います。	継続	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
11	すくすくベビークラス	子どもの保護者を対象にすくすくベビークラスを開催し、知識の啓発と普及を図るとともに相談指導を行います。	継続	健康課
12	育児相談	乳幼児の保護者を対象に助産師、保健師、栄養士による育児相談を実施します。	継続	健康課
13	心理相談	1歳6か月・3歳児健康診査時等に臨床心理士による子ども相談を実施します。	継続	健康課
14	3歳児経過観察健康診査（子どもグループ）	幼児の発達を促すためにグループ活動の機会を設け、成長を観察しながら、適切な指導を行います。	継続	健康課
15	子育てモバイルサービス	予防接種、乳幼児健診などの子育て情報を提供します。生年月日などを登録すると予防接種スケジュールが自動作成され、接種日が近づくとメールでお知らせします。	継続	健康課
16	赤ちゃん・ふらっと事業	市内公共施設内に、授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄れるスペースを提供します。屋外イベント開催時には、簡易おむつ交換台などの備品を貸し出します。	継続	子ども育成課
17	特定不妊治療費助成金	特定不妊治療の経済的な負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度の対象者に治療費の一部を助成します。	継続	健康課

基本施策2 子どもや母親の健康づくり

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	母子保健連絡協議会	母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図ります。	継続	健康課
2	母子健康手帳交付（再掲）	母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。	継続	健康課
3	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診を勧奨し、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。	継続	健康課
4	妊婦歯科健康診査	母親学級の開催に併せて、妊婦歯科健康診査を実施します。	継続	健康課
5	妊産婦・新生児訪問指導（再掲）	妊産婦の心や身体の相談及び子どもの発育や育児等について、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	健康課
6	新生児等聴覚検査委託事業・新生児等聴覚検査費助成事業	新生児等が都内の指定医療機関で聴覚検査を実施した場合は検査費用の一部を市が負担し、里帰り出産等で、都外で実施した場合は検査費用の一部を助成します。	継続	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
7	産婦健康診査	産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に3か月児健康診査と同時に実施します。	継続	健康課
8	乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体測定、診察、栄養相談、発達の状況などを総合的に行い疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
9	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
10	乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査等で、発達に課題があると思われる乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
11	乳幼児歯科健康診査	乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、歯科健康教育、保健指導、予防処置を行い、虫歯のり患率を下げしていきます。	継続	健康課
12	体育館託児付き事業	託児付きの事業を開催し、保護者のストレス解消及び健康増進を図ります。	継続	スポーツ推進課
13	幼児体操教室	幼児の健康増進、保護者の交流を図るため、マット、フープ（輪）、鉄棒、跳び箱等を使用し、体操教室を開催します。	継続	スポーツ推進課

基本施策3 食育の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	食に関する相談・指導	妊産婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスの取れた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図っていきます。パパママクラス、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導（アレルギーなど）を実施します。	継続	健康課
2	離乳食教室	離乳食教室（前期・中期食：4か月～6か月、中期・後期食：7か月～1歳未満）を開催し、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導します。	継続	健康課

基本施策 4 小児医療の充実

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	未熟児養育医療給付事業	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	健康課
2	乳幼児医療費助成制度	義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）	継続	子ども育成課
3	小児医療の充実	乳幼児に対する医療の充実を図るため、小児科医の確保を関係機関へ要請していきます。	継続	健康課

施策の方向（２）地域における子育て支援体制の充実

少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの不安や負担が増大していると言われていています。子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

そのため、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、子ども家庭支援センター事業やファミリー・サポート・センター等の活動内容の充実に向けた取組をはじめ、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制の充実に努めます。

また、子どもや子育てに関するあらゆる相談を迅速・適切に対処できる体制づくりに努めるとともに、相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。その中で、子育て世代包括支援センター事業においては、妊娠初期から子育て期にわたり、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援の充実に努めます。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	ファミリー・サポート・センターの会員数	依頼会員・提供会員・両方会員	依頼会員 177人 提供会員 96人 両方会員 5人	増加
2	地域子育て拠点事業利用者数	地域子育て拠点事業利用者数	13,727人	増加

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子育てサロン「はとぼっぼ」	福生市民生委員・児童委員協議会が行う取組を支援し、子育て中の保護者や妊婦の悩みや不安を解消し、保護者同士がつながりを持てるようなサロンとなるよう、活動の充実・推進を図ります。	継続	社会福祉課
2	子育て支援カード発行事業	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもがいる世帯の支援並びに地域活性化を図ります。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
3	赤ちゃんはじめての絵本事業	生後3か月の乳児健診時に、絵本を贈呈するとともにボランティアによる読み聞かせを実施している事業です。	継続	子ども育成課
4	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。	継続	子ども家庭支援課
5	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）が会員となり、地域で助け合いながら育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。より多くのニーズに応えるため、会員数のバランス均衡化を図り、相互援助活動の充実に努めます。	継続	子ども家庭支援課
6	地域子育て支援事業	児童館等身近な場所で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座を実施します。	継続	子ども育成課 子ども家庭支援課
7	地域子育て支援拠点事業の実施	認可保育所や公共施設等を活用して、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や子育てサークルの支援を行います。	継続	子ども育成課 子ども家庭支援課
8	保育室併設講座の実施	育児中の女性のための講座と、集団保育を通し幼児の成長発達を支える保育室事業を併せて実施します。	継続	公民館
9	託児保育付講座の実施	公民館事業に参加する機会を増やすために託児保育を付けた講座を実施します。	継続	公民館
10	子ども読書活動推進事業の実施	学校、地域、家庭と連携し、子ども読書活動推進事業を実施します。	継続	図書館
11	福祉センター機能の充実	児童及び子育て中の保護者の生活相談、健康の増進、サービス提供の充実に努めるとともに、福祉活動団体の育成、地域住民等の施設利用を促進します。	継続	介護福祉課

基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	地域組織化事業	教育機関、保育機関、民生委員・児童委員、ボランティア、その他福祉関係者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築します。	継続	子ども家庭支援課

基本施策3 子育て情報の提供

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子育て支援情報の発信	子育て支援情報の収集を行うとともに、ホームページや広報紙等の活用、パンフレットの作製などにより、情報発信の充実を図ります。	継続	関係各課
2	子育てハンドブックの配布	子育て中の保護者が、子育てサービスの利用選択が十分にできるように、子育て支援情報の提供を行います。	継続	子ども家庭支援課

基本施策4 相談機能の充実

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	各種相談事業の充実	保健福祉に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を図ります。	継続	福祉保健部 子ども家庭部
2	子育てなんでも相談	市民が利用しやすい場所において、育児、発達、教育・保育等の子育てに関する様々な悩みや困りごとについての相談を受け、必要に応じて関係機関につなげる体制を整えます。	継続	子ども家庭支援課
3	子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業 母子保健型）	妊産婦及び乳幼児の実情把握に努め、母子保健と子育て施策との一体的な支援を通じて、妊産婦、乳幼児及びその保護者の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	継続	健康課
4	利用者支援事業（特定型）	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の保育サービスに関する情報の集約と提供を行うとともに、未就園児や保護者が教育・保育施設や事業を円滑に利用できるよう窓口や電話で相談に応じるなどの支援を実施します。	継続	子ども育成課

基本目標 2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

施策の方向（1）就学前児童の教育・保育を提供する体制の確保

近年、少子高齢化に伴う核家族化の進行、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事やリフレッシュなどを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

福生市においても、こうした保育ニーズを適切に見込みながら対応していく必要があり、認可保育所等や幼稚園、また、低年齢児保育、一時預かり保育、延長保育、障害児保育、病児・病後児保育等に係るサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスの向上に向けた取組を推進します。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	待機児童数	各年4月1日における待機児童数	0人	継続

基本施策 1 自立と協同の態度を育む教育・保育の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	認可保育所等による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、児童の保育が必要な場合、保護者の申込みにより保育を実施します。	継続	子ども育成課
2	低年齢児保育の充実	認可保育所等において1歳未満児に対して保育を実施します。	継続	子ども育成課
3	一時預かり事業	認可保育所等において空き定員や専用室を利用して、週3日以内、7時から18時までの間で8時間以内の保育を実施します。	継続	子ども育成課
4	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時（1時間延長）までの延長保育を実施します。また、一部の保育所では20時（2時間延長）まで実施します。	継続	子ども育成課
5	休日保育事業	保護者が、休日での就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応するため、休日保育を実施します。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
6	病児保育	子どもが病気であるために保育所などに預けられないときに、病院等で保育をします。	継続	子ども育成課
7	病後児保育	保育所などに通所している病気の回復期の児童を対象に、保育所等で一時的に保育を実施します。現在、福生保育園及びすみれ保育園の2か所で実施しています。	継続	子ども育成課
8	保育園の園庭・園舎開放	子どもたちが交流できるように、日時等を指定し園庭・園舎を開放しています。	継続	子ども育成課
9	認証保育所事業	多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所（東京都独自の基準を満たす保育事業所）を保育施設として活用し、保育を実施します。	継続	子ども育成課
10	認証保育所利用助成	認証保育所を利用されている方に、認可保育所等の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み助成します。	継続	子ども育成課
11	認定こども園	幼稚園と保育所が相互に連携して、子どもたちが一体的に教育・保育を受けられる施設への移行及び設置を、ニーズ量に応じて支援します。	継続	子ども育成課
12	家庭福祉員制度（保育ママ）	おおむね3歳未満の児童を保育者（保育ママ）の居宅において保育するとともに、就労その他の理由により家庭において保育されることに支障がある方を対象とする事業を検討します。	検討	子ども育成課
13	プレ幼稚園事業	幼稚園教育課程外の2歳児を対象とした保育です。子どもの成長に合わせて、無理なく次の段階（幼稚園教育課程）へ進むための保育を行います。	継続	子ども育成課
14	私立幼稚園	市内の私立幼稚園4園で、幼児の発達を促す適切な教育環境の下、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な活動を自然に受けられる計画的な教育を推進します。	継続	子ども育成課
15	幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育の充実を図ります。	継続	子ども育成課
16	幼稚園における園庭・園舎の開放	地域との交流などを目的に園庭・園舎を開放します。	継続	子ども育成課
17	幼稚園における相談情報提供等事業	養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	継続	子ども育成課
18	幼稚園における一時預かり事業	保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、教育時間前後に一時的に幼稚園で保育ができるようにします。	継続	子ども育成課
19	乳幼児ショートステイの実施	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童を預かります。	継続	子ども家庭支援課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
20	トワイライトステイの実施	保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10 時まで）や休日に一時的に児童を預かる事業を検討します。	検討	子ども育成課
21	障害児保育の充実	軽度の障害児を健常児とともに集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進していきます。	継続	子ども育成課

施策の方向（２）幼稚園・保育所・小学校の連携

保育所・幼稚園・小学校は、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、保育所や幼稚園等と小学校が相互に教育内容を理解したり、子ども同士の交流を図ったり、指導方法の工夫改善を図ったりすることなどが求められています。

「小1の壁」等の課題を踏まえ、学校段階等間の接続や臨床心理士等の巡回相談などにより、幼稚園、保育所と小学校との連携を一層強化し、子どもの学びの連続性を確保します。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	幼稚園・保育園と小学校の交流回数	1園当たりの平均交流回数	3回	継続

基本施策 1 幼稚園・保育所・小学校の連携

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	保育所・幼稚園と小学校との連携	保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。	充実	子ども育成課 教育指導課
2	学校段階等間の接続	低学年における教育全体について、教科間の関連を積極的に図り、就学前教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう、指導等の工夫や指導計画の作成を行います。	充実	教育指導課
3	臨床心理士等の巡回相談	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	継続	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課

基本目標 3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

施策の方向（1）次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

子どもたちが、生活の場である家庭、学校、地域社会の中で様々な体験を通じて、生きていくための資質や能力を身に付けていけるよう、幼稚園、保育所、学校、地域社会、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制、交流の場の整備を進め、子どもの健全な育成を目指します。学ぶ意欲や自己肯定感を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、市の特徴を生かした教育を推進します。

アレルギー疾患の増加や運動不足による体力の低下など、子どもの健康に関する課題も生じていることから、「食」や「健康」に関する意識向上を図ることにより、子どもの健やかな成長を支援します。

特に思春期になると、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、心身の悩みや不安などを抱えることも考えられます。また、近年ではスマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの普及に伴い、子どもを取り巻く情報は複雑化、多様化しています。こうした中、学校、地域、家庭等が連携して、喫煙、飲酒、また薬物乱用の防止等に努めるとともに、相談体制の充実や、関係機関との連携を図ります。

また、不登校対策については、児童・生徒の実態に応じた個別支援の充実を図り、未然防止、早期支援等に取り組めます。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問に対する肯定的回答の割合	「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問に対する肯定的回答の割合	79.1%	増加

基本施策 1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	※ICT推進委員会の設置	これからの予測が困難な時代において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、見いだした情報を活用しながら、他者と協働し、新たな価値の創造ができるよう、ICTを活用した授業を推進します。	新規	教育指導課
2	学校給食事業	更なる食育の推進や学校給食の目的の達成を目指し、安全・安心で、栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供します。	継続	教育支援課
3	食物アレルギー対応事業	食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、安全を第一に考慮した代替食等の対応を実施します。	継続	教育支援課
4	食育事業	児童生徒に「食」に関する適切な知識や健やかな食生活習慣を身に付けてもらうため、学校給食等において地場産物を積極的に使用します。 また、防災食育センター（新学校給食センター）の食育展示見学ホール（給食を調理している様子を2階から見学できるホール）や研修室等を活用して食育を推進します。	継続	教育支援課
5	健康への理解	小学校に出向き、骨量を増やすことができる年代への骨粗しょう症予防意識づくりを行う「骨貯金教室」を実施し、将来、骨折や寝たきりを防ぐことにつなげていきます。また、夏休みには学童クラブに出向き、「出張健康教室」を実施します。	充実	健康課
6	ふっさっ子グローバルヴィレッジ	小学5・6年生及び中学生を対象に、異文化理解を深め、グローバル人材としての資質を高める事業を行います。	継続	生涯学習推進課
7	郷土資料室の小学生対象事業	小学生が福生市の自然、歴史、文化について学ぶ機会として、体験学習や自然観察会、小学校との連携事業を行います。	継続	生涯学習推進課
8	心理相談員の配置	教育相談室に臨床心理士である心理相談員を7人配置し、心理的要因等に関する相談及び就学・転学等教育支援に関する相談についての充実を図ります。	継続	教育支援課
9	心の健康に関わる専門医の配置	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	教育支援課
10	アドバイザースタッフの配置	不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを配置し、教育相談補助として活用します。	継続	教育支援課
11	学校適応支援室の活用	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。	継続	教育支援課
12	不登校対策事業	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、児童・生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取り組めます。	新規	教育指導課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
13	スクールソーシャルワーカーの配置	不登校の状況になった児童・生徒や問題行動等のある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	教育支援課

基本施策 2 思春期保健事業の推進

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	児童館での相談機能の充実	子どもたちが抱える悩みを気軽に相談できるよう、日頃から子どもたちに関わっている職員が相談に応じます。	継続	子ども育成課
2	思春期に関する取組	思春期の子どもやその保護者に対して講演会等を行います。	継続	健康課
		小中学校では、「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	教育指導課
3	アルコール防止教育	小学校へ出向き、飲酒が体にも与える影響を啓発し、飲酒の防止に努めます。	継続	健康課
4	喫煙防止教育	小学校へ出向き、喫煙が体にも与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。	継続	健康課
		中学校では「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	教育指導課
5	薬物乱用防止啓発運動	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知し、薬物乱用防止に努めます。	継続	健康課
		学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。	継続	教育指導課
6	心の健康に関わる専門医の配置(再掲)	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	教育支援課
7	教育相談室の臨床心理士等による学校の巡回	教育相談室の臨床心理士等が小・中学校を巡回し、教職員への助言や、保護者、本人との相談、必要によって関係機関との連携を図ります。	継続	教育支援課
8	アドバイザースタッフの配置(再掲)	不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを配置し、教育相談補助として活用します。	継続	教育支援課
9	学校適応支援室の活用(再掲)	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。	継続	教育支援課
10	スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	不登校や問題行動等、学校への不適応状態にある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	教育支援課

基本施策3 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	学校と家庭の連携推進事業	いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に対して、家庭や地域全体で取り組む教育活動及び地域や学校の実態に即した効果的な取組を行います。	継続	教育指導課
2	学校支援地域組織事業	各小・中学校に学校支援コーディネーターを配置し、学校の教育的ニーズと地域の力をよりつなぎ合わせることで、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで育み、地域全体で学校教育を支援していきます。 また、児童・生徒の豊かな学校生活の実現を目指す「*コミュニティ・スクール」を支援していきます。	継続	生涯学習推進課

基本施策4 地域の教育力の向上

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	保護者(親子)対象子育て支援事業	地域子育て支援拠点で児童の保護者同士に交流の機会を提供し、啓発事業を通じて子育てに必要な知識の向上、悩みごとやストレスの解消等を図ります。	継続	子ども育成課
2	青少年問題協議会事業	青少年の健全育成の施策について審議するとともに、指導・育成等に関する関係機関の連絡調整を図ります。	継続	子ども育成課
3	善行少年表彰事業	青少年の健全育成を図るため、その行為が他の模範となると認められるものを表彰します。	継続	子ども育成課
4	青少年の意見発表大会	中高生に日頃感じていることを自由に発表する場を提供することにより、市民の中高生の意識や行動に対する意識を深め、青少年健全育成の充実を図ります。	継続	子ども育成課
5	「家庭の日」図画作文コンクール	「家庭の日」(毎月第3日曜日)に対する関心を高め、家庭の大切さを広く訴えることにより、青少年の健全育成を図ります。	継続	子ども育成課
6	ふっさ輝きフェスティバル	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。	継続	生涯学習推進課
7	軽スポーツ&とん汁会	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。	継続	生涯学習推進課

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
8	青少年育成地区委員会事業	青少年地区委員会が青少年の健全育成活動を行うため、その活動を支援していきます。	継続	生涯学習推進課
9	子ども議会	子どもが地域や学校に対する意見、提案を発言できる機会を提供し、議会や行政の仕組みや役割を学ぶことにより、市政や地域への興味、関心を高めるために実施します。	継続	生涯学習推進課

基本施策5 環境の浄化

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	不健全図書等の隔離の推進	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の隔離設置の徹底を目指します。	継続	生涯学習推進課
2	夜間一斉パトロール事業	青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	生涯学習推進課

施策の方向（２）子どもの放課後の居場所づくり

放課後等の子どもの居場所として、学校施設の活用、図書館事業など実施するとともに、児童館・公民館においても地域の住民と連携して、子どもの居場所としての機能拡充を図り、野外での遊びの場と機会を提供するなど、近所で利用できる野外事業等の継続・充実を図ります。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	学童クラブの入所児童数	入所児童数	746人	増加
2	ふっさっ子の広場のサポーターの参加人数	サポーターの参加人数	778人	増加

基本施策 1 子どもの居場所づくり

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	ふっさっ子の広場事業	市内全小学校の学校施設を活用し、安全な見守りの下、多くの友だちや異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身に付け、子どもたち一人一人を健やかに育てていきます。また、学童クラブ事業との連携を図ります。	充実	生涯学習推進課
2	学童クラブ事業	小学生を対象に市内12クラブで放課後対策として、学童クラブを実施します。軽度の障害児の受入れを充実します。また、ふっさっ子の広場事業との連携を図るとともに公共施設の活用について検討します。	充実	子ども育成課
3	学童クラブの延長育成事業	市内全12クラブで実施します。	継続	子ども育成課
4	一体型放課後対策事業	「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童クラブとふっさっ子の広場とが、日常的に交流し、合同事業を行う一体型放課後対策事業を実施します。	新規	子ども育成課 生涯学習推進課
5	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	社会福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
6	福生水辺の楽校	子どもたちの居場所でもある「川の志民館」を活動拠点とし、水辺の体験学習や環境学習を通じて、子どもたちが自然と環境の大切さを体感することができる機会の充実を図るとともに、豊かな人間性を育むために「福生水辺の楽校事業」を推進します。	継続	環境課
7	「※子ども食堂」のあり方の検討	子どもたちへの食事や交流の場を提供する「子ども食堂」のあり方や、市内で活動している団体等との連携、支援等について検討します。	検討	子ども育成課
8	プレイパークの支援	子どもが創造力を活かして遊びを創り出す場や機会を提供するため、プレイパークを実施する活動団体への支援を行うとともに、その在り方や実施方法等について検討します。	充実	子ども育成課
9	公園・児童遊園の適正管理	維持管理方針を作成し、公園・児童遊園について適正な維持管理に努めます。	継続	施設公園課
10	児童館事業の充実	児童館の事業を充実し、子ども、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを進めます。	充実	子ども育成課
11	公民館事業の充実	公民館で実施する事業など通して、子どもの居場所づくりを進めます。	継続	公民館
12	体育館事業の充実	体育館の事業等を通して、子どもの居場所づくりを進めます。	継続	スポーツ推進課
13	図書館事業の充実	おはなし会、乳幼児タイム、人形劇などの子ども向けサービスを通して子どもの居場所づくりを図ります。また、図書館ホームページ等を利用した児童・生徒への図書館情報の発信を行います。	継続	図書館

基本目標 4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

施策の方向（1）児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組めます。

相談対応の充実や児童虐待防止の取組を更に進めるため、支援を必要とする子どもとその家庭に対し総合的な相談を行い、育児不安・児童虐待などの問題について、児童相談所をはじめとした関係機関等との連携を一層強化し、必要な情報の交換や、支援内容の協議を行います。更には、市民を対象として、児童虐待の理解を深めてもらう取組も行っていきます。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	子ども家庭支援センター（子どもと家庭の相談窓口）の認知度	市民アンケート調査で、子ども家庭支援センターを知っていると回答した割合	70.5%	増加

基本施策 1 児童虐待防止対策の充実

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業 母子保健型）（再掲）	妊産婦及び乳幼児の実情把握に努め、母子保健と子育て施策との一体的な支援を通じて、妊産婦、乳幼児及びその保護者の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	継続	健康課
2	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
3	子ども家庭支援センター事業（再掲）	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。	継続	子ども家庭支援課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
4	児童虐待防止のネットワークづくり	※要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取組を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。	継続	子ども家庭支援課
5	児童虐待防止マニュアル等の活用	児童虐待への対応マニュアルを活用し、またポスター等を配布・掲示することで虐待防止に努めます。また、市民向けの児童虐待等防止のためのリーフレットを用いて児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	継続	子ども家庭支援課
6	育児支援家庭訪問事業	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、職員が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。また、家事等の援助についてはヘルパーを派遣し、見守りが必要な妊婦や家庭に対する支援の充実を図っていきます。	継続	子ども家庭支援課

施策の方向（２） 困難を有する子ども・若者や子育て家庭への支援の充実

心身に障害のある子どもが地域で安心して暮らせるように、各児の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

また、外国籍の家族を持つ家庭については、言葉や文化の違いやコミュニケーション不足などによる様々な課題がみられ、子どもやその家族に対して支援をすることが必要です。日常生活において不安が生じないよう、多言語によるパンフレットの作成や通訳サービスの実施などの支援を行います。

子どもの貧困問題では、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、子どもが健やかに育成される環境の整備を図るとともに、全ての子どもの学びが保障されるよう、支援の充実を図ります。

ニートやひきこもり等で悩む本人や家族に対しては、それぞれの状況に応じ専門相談を実施し、自立に向けた支援や若年者向けの就労支援を行います。

■ 成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	教育・保育施設での障害児の受入れ率	受入数／希望者数	100.0%	継続

基本施策 1 障害児施策の充実

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際して、障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行い、市やサービス事業者との連絡調整等を行います。	新規	障害福祉課
2	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	継続	障害福祉課
3	※放課後等デイサービス	学校に通学している障害児に対して、放課後、休日、夏休み等の長期休暇中に生活力向上のために必要な訓練、社会性を養う支援を行います。	継続	障害福祉課
4	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	継続	障害福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
5	短期入所サービス	障害者（児）が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に、施設等に短期入所することができます。	継続	障害福祉課
6	補装具費の支給	身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車椅子等を給付又は貸与し、日常生活を支援します。	継続	障害福祉課
7	日常生活用具給付事業	在宅の障害者（児）に特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。また、視覚障害者に点字図書、デイジー図書、大活字図書を給付することにより、情報入手を容易にします。	継続	障害福祉課
8	住宅設備改善費給付事業	重度身体障害者（児）に対して、住宅の設備改善に要する経費を給付し、自立した在宅生活を送れるよう支援します。	継続	障害福祉課
9	日中一時支援事業	介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護ができないとき、日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。	継続	障害福祉課
10	重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業	自宅の浴室等で入浴することが困難な在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。	継続	障害福祉課
11	身体障害児入浴サービス事業	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に、福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の負担軽減を図ります。	継続	障害福祉課
12	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	両耳の聴力レベルが30dB以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	継続	障害福祉課
13	おむつ等助成事業	常時が床の状態又はこれに準ずる状態の障害者（児）におむつ等を助成します。	継続	障害福祉課
14	タクシー費用及び自動車ガソリン費用助成事業	障害者（児）が日常生活の利便及び拡大を図るために利用するタクシー又は自動車について、それらに係る費用の一部を助成します。	継続	障害福祉課
15	小児精神病医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	継続	障害福祉課
16	小児慢性特定疾病医療費支給	小児慢性特定疾病に罹患している18歳未満の者に対し医療費の一部を支給します。	継続	障害福祉課
17	テレビ電話手話通訳サービス	聴覚障害がある方に対し、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話手話通訳サービスを行います。	新規	障害福祉課
18	障害児相談事業	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
19	臨床心理士等の巡回相談（再掲）	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	継続	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課
20	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、小・中学校における特別支援教育の一層の充実を図ります。	継続	教育支援課
21	教育・保育施設での障害児の受入れ	幼稚園、認定こども園、保育所では、集団生活が可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。	継続	子ども育成課
22	学童クラブの障害児受入れ	全ての学童クラブにおいて、集団生活が可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れます。	継続	子ども育成課
23	児童館における障害児対象事業	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子がともに成長できる機会を提供します。	継続	子ども育成課
24	講演会（発達障害）	発達障害に関する特性や行動を理解し、対応する方法を学ぶ講演会を開催し、発達障害への理解を進めます。	継続	健康課
25	医療的ケア児支援事業（保育園）	特別な支援を必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な保育を受けられる環境を整備します。	継続	子ども育成課
26	医療的ケア児支援事業（学童クラブ）	特別な支援を必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な育成を受けられる環境を整備します。	継続	子ども育成課

基本施策2 外国人家庭に対する対応

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	多言語によるパンフレットの作成	外国人家庭に対して、市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成します。	継続	全課
2	テレビ電話多言語通訳サービス	日本語を話すことができない外国の方に対して、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話多言語通訳サービスを行います。	継続	全課
3	外国籍保護者のための日本語通訳事業	日本語能力の不十分な外国籍保護者に対して、通訳者を配置し、母国語で相談・支援を実施します。	継続	健康課 子ども家庭支援課 教育支援課
4	日本語適応指導事業	日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語適応支援員を配置する等して、ニーズに応じた支援を行います。	継続	教育指導課

基本施策3 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	児童育成手当（育成手当）	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
2	児童育成手当（障害手当）	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
3	児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
4	ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）に対し、健康保険診療の自己負担額の全部又は一部を助成します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
5	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。	継続	子ども家庭支援課
6	母子及び父子福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	子ども家庭支援課
7	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、1年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の促進給付金を支給して経済的支援を行います。	継続	子ども家庭支援課
8	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
9	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の親等の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職できるよう高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
10	通学援助費支給事業	固定学級、通級指導学級、日本語学級、学校適応支援室入級者に対し通学援助費を支給します。	継続	教育支援課
11	修学旅行等補助金交付事業	小・中学校の移動教室及び修学旅行等の費用の一部を補助します。	継続	教育支援課
12	不登校対策（再掲）	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、児童・生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取り組みます。	新規	教育指導課
13	ひきこもり支援	東京都の「ひきこもりサポートネット」の周知及び訪問相談の受付を行います。	継続	健康課
14	若者の就労支援	働くことに悩みを抱えている若者を対象に、関係機関と連携して、就労に向けた支援を行います。	新規	社会福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課	
15	自殺対策	令和元年度に策定した福生市自殺対策計画に基づき、自殺総合対策の基本理念である「誰もが自殺に追い込まれることがない社会の実現」を目指します。	新規	健康課	
子どもの貧困対策					
16	(1)	「子ども食堂」のあり方の検討（再掲）	子どもたちへの食事や交流の場を提供する「子ども食堂」のあり方や、市内で活動している団体等との連携、支援等について検討します。	検討	子ども育成課
	(2)	子どもの学習支援事業（再掲）	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	社会福祉課
	(3)	受験生チャレンジ支援貸付	学習塾や高校、大学等の受験費用の捻出が困難な、一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行い、子どもたちの進学を支援します。	継続	社会福祉課
	(4)	入学資金融資制度	大学、高等学校、専修学校等に入学しようとする方の保護者に対し、入学時に必要な資金について特定金融機関に融資をあっ旋します。	継続	教育総務課
	(5)	就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業	小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・給食費・修学旅行等の費用を扶助します。	継続	教育支援課

基本目標 5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向（1）子育て世帯への経済的支援

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てに係る経済的負担が増大していると言えます。

貧困による格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育成され、一人一人が夢や希望が持てるよう子どもとその家庭を支援することが必要です。

今後も、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

■ 成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	子育てに係る経済的な負担が大きいと感じる割合	保護者が、子育てに係る経済的な負担が大きいと感じる割合	就学前児童34.9% 小学生36.0%	減少

基本施策 1 経済的負担の軽減

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	特定不妊治療費助成金（再掲）	特定不妊治療の経済的な負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度の対象者に治療費の一部を助成します。	継続	健康課
2	子育て支援カード発行事業（再掲）	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもがいる世帯の支援並びに地域活性化を図ります。	継続	子ども育成課
3	未熟児養育医療給付事業（再掲）	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	健康課
4	児童手当	中学校修了前（15歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に支給します。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
5	児童育成手当 (育成手当)(再掲)	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母(父又は母に一定の心身障害がある場合を含む。)又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
6	児童育成手当 (障害手当)(再掲)	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
7	児童扶養手当 (再掲)	18歳に到達した年度末までの子ども(一定の心身障害を有する場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父又は母(父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。)又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
8	特別児童扶養手当	20歳未満で、心身の障害や疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
9	乳幼児医療費助成制度	義務教育就学前(6歳に到達した年度末まで)の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。(所得制限なし)	継続	子ども育成課
10	義務教育就学児医療費助成制度	小学1年生から中学3年生(6歳に到達した年度始めから15歳に到達した年度末)までの子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。ただし、通院の場合、健康保険診療の自己負担額のうち1回200円(上限額)は本人の負担となります。(所得制限なし)	継続	子ども育成課
11	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所等における、3～5歳児クラスの保育料を無償化します(0～2歳児クラスは非課税世帯のみ無償化)。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用も無償化の対象となります(上限あり)。さらに、障害児の発達支援については、幼稚園、保育所等の保育料と併せて無償となります。	新規	子ども育成課 障害福祉課
12	育成医療費助成制度	18歳未満の児童で、一定の機能障害があり手術等により障害の改善が見込まれる方に対し、健康保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割分は本人負担となります。(所得に応じた自己負担上限額、及び所得制限あり)	継続	子ども育成課
13	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園に通園する園児の保護者負担軽減事業で、所得に応じて補助金を交付します。	継続	子ども育成課
14	認証保育所利用者補助	認証保育所を利用されている方に、認可保育所等の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み補助します。	継続	子ども育成課
15	就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業 (再掲)	小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・給食費・修学旅行等の費用を扶助します。	継続	教育支援課
16	通学援助費支給事業 (再掲)	固定学級、通級指導学級、日本語学級、学校適応支援室入級者に対し通学援助費を支給します。	継続	教育支援課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
17	修学旅行等補助金交付事業（再掲）	小・中学校の移動教室及び修学旅行等の費用の一部を補助します。	継続	教育支援課
18	子どもの学習支援事業（再掲）	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	社会福祉課
19	受験生チャレンジ支援貸付（再掲）	学習塾や高校、大学等の受験費用の捻出が困難な、一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行い、子どもたちの進学を支援します。	継続	社会福祉課

施策の方向（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	ひとり親家庭就労支援事業実施状況	ひとり親家庭の母又は父の職業能力の開発及び向上に資するための経済的支援や就労支援を行い、資格を生かした職に結び付け、自立を支援する事業の実施状況	8件	増加

基本施策 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	児童育成手当（育成手当）（再掲）	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
2	児童育成手当（障害手当）（再掲）	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
3	児童扶養手当（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
4	ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）に対し、健康保険診療の自己負担額の全部又は一部を助成します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
5	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭であって、家事又は育児等の日常生活に支障を来している家庭にホームヘルパーを派遣します。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
6	ひとり親家庭相談（再掲）	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。	継続	子ども家庭支援課
7	母子及び父子福祉資金貸付事業（再掲）	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	子ども家庭支援課
8	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業（再掲）	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、1年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の促進給付金を支給して経済的支援を行います。	継続	子ども家庭支援課
9	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（再掲）	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
10	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業（再掲）	ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の親等の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職できるよう高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
11	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等の福祉の増進を目的に、自立及び就労を支援するためのプログラムを策定し、ひとり親家庭等の支援を行います。	継続	子ども家庭支援課

施策の方向（3）子育てと仕事を両立できるまちづくり

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発など、働き方の見直しに向けた様々な取組を推進します。

また、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

■ 成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	育児休業取得率	市民アンケートにおける父親、母親の育児休業取得率	父親6.9% 母親40.6%	増加
2	0歳、1歳児保育の定員数	保育所の0歳、1歳児保育の定員数	326人	拡充

基本施策 1 広報・啓発活動の推進

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実	ワーク・ライフ・バランスについての情報を収集し、企業や市民に情報提供するとともに、講座等を実施し啓発を行います。	継続	協働推進課
2	子育て支援、男女共同参画促進のための事業の実施	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、子育てや女性の悩みなど、現状における問題解決に向けた事業の充実を図ります。	継続	公民館

基本施策2 男性の子育て参加の推進

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	パパママクラス (再掲)	妊婦及び配偶者等を対象に相談指導を実施し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
2	父親参加型事業 の実施	父親の子育て参加の推進を目的にし、児童館等で父親参加型の事業を実施します。	継続	子ども 育成課

基本施策3 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	低年齢児保育の 充実(再掲)	認可保育所等において1歳未満児に対して保育を実施します。	継続	子ども 育成課
2	低年齢児保育の 拡大	産休・育休明けの0歳児から2歳児までの保育需要に対応するため、小規模保育事業を開設することにより、定員増を目指します。	継続	子ども 育成課

基本目標 6 安心して子育てができる生活環境の整備

施策の方向（１）子どもの安全の確保

子どもや親にとって身近な生活圏である地域は、日常的に子どもや親と接し、交通安全や防災・防犯、見守り、親の相談や子どもの健全育成などにおいて、大きな役割を果たしています。今後も、行政、地域及び関係機関が連携し、子どもたちの安全確保に取り組んでいくことが重要です。

安全で安心して子育てができるまちづくりに向け、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進するとともに、地域住民による見守りやパトロール等の支援体制を強化していきます。

また、災害や犯罪の被害から子どもたちを守るため、災害対策の取組や、防災・防犯の意識啓発を行うとともに、地域社会全体で子どもを見守り育てる環境整備を推進します。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	子どもが関与する交通事故の件数	市内で発生した子どもが関与する交通事故の件数	7件	減少

基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育所等での交通安全教育を推進します。また、中学校において、スタントマンが事故現場を再現する交通安全教室を実施します。	継続	安全安心まちづくり課
2	交通安全指導の充実	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用し、各学校における交通安全指導の充実を図り、交通安全に関わる実践的態度の改善を図ります。	継続	教育指導課
3	通学路の見守り体制の推進	児童等の登下校中の安全確保のため、通学路における見守りを、ボランティアの取組とともにシルバー人材センターに委託して実施します。また、見守り活動を補完する防犯カメラを適切に管理します。	継続	教育総務課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
4	通学路点検の実施	学校、保護者及び警察と関係する部署により、通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。	継続	安全安心 まちづくり課 道路 下水道課 教育総務課

基本施策2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進

【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子どもたちへの災害対応	市内の小・中学校、保育園等において、災害時には児童・生徒・園児等の安全を確保し、保護及び引き渡しを適切に行います。また、被災後は、安否確認や施設の確保を行い、速やかに教育活動及び保育活動の再開を図ります。	継続	子ども 育成課 教育指導課 生涯学習 推進課
2	震災対策啓発の推進	市内小学生を対象に、震災対策の啓発を行うことにより、子どもたちの防災意識の向上を図ります。	継続	安全安心 まちづくり課
3	防災マップ、多摩川洪水・内水ハザードマップの配布	防災情報をまとめた防災マップと、多摩川の氾濫を想定した多摩川洪水・内水ハザードマップを作成し、市内の全家庭へ配布します。	継続	安全安心 まちづくり課
4	通学路等の防犯活動の推進	子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、防犯カメラを適切に管理するなどして、防犯対策の強化に取り組みます。	継続	安全安心 まちづくり課
		子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、登下校時に見守り員を配置して通学路を巡回するほか、防犯カメラを適切に管理するなどして、防犯活動を推進します。	継続	教育総務課 教育指導課
5	安全啓発活動の推進	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用した、安全教育を充実します。	継続	教育指導課
6	不審者情報等の提供	携帯電話を利用した自治体情報やファクシミリを通じて学校等子どもに関係する各公共施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。また、不審者情報があったときには、パトロールを実施します。	継続	安全安心 まちづくり課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
7	子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、市民へ犯罪に関する情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を推進します。	継続	安全安心まちづくり課
8	薬物乱用防止啓発運動（再掲）	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知し、薬物乱用防止に努めます。	継続	健康課
		学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。	継続	教育指導課
9	不健全図書等の隔離の推進（再掲）	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の隔離設置の徹底を目指します。	継続	生涯学習推進課
10	夜間一斉パトロール事業（再掲）	青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	生涯学習推進課

基本施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	被害児童のカウンセリング	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、子どもに対する心理的ケア、保護者に対する助言等、関係機関と連携し支援を行います。	継続	子ども家庭支援課

施策の方向（２）子育てを支援する生活環境の整備

平成31年3月に「福生市住宅マスタープラン」を改定し、子育て世代の定住を促し、愛着を持って永く住み継がれるよう、子育てしやすい住宅を整備するとともに魅力あるまちづくりを進めています。

また、公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、「第3期福生市バリアフリー推進計画」に基づき、*ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、ベビーカーでの親子連れや、障害者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などバリアフリー化を進めます。

更に、子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めます。

■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	住宅や住環境が子育てしやすいと感じる割合	住宅と住環境ともに良いと回答した割合	34.0%	増加

基本施策 1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	良質なファミリー向け住宅の供給誘導	子育て世帯が住みやすい賃貸物件を増やしていくため、民間事業者に向け活用できる補助制度の検討や情報提供を行い、子育てに適した住宅の建設を誘導します。	継続	まちづくり計画課
2	住宅取得の支援	子どものいる子育てファミリー世帯は、子どもが小中学校に就学する段階でより広い住宅を求めて市外へ転出する傾向にあります。福生市に長く住み続けてもらうために、住宅取得に係る助成や既存住宅の改修補助等について検討します。	継続	まちづくり計画課

基本施策2 安全な道路交通環境の整備

【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	歩道の整備	子どもや高齢者、障害者など、全ての歩行者の安全確保のため、段差解消等の整備を行います。	継続	道路 下水道課
2	防犯灯の整備	夜間、安心して外出できるよう防犯灯の整備を行います。	継続	道路 下水道課

